

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和 6 年 10 月より、後発品の先発医薬品（長期収載品）について、患者さん自らが先発医薬品の処方を希望された場合、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として自己負担していただくことになります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

福岡大学西新病院